

昭和六十年八月二十二日

## 第四回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第二項の規定により発行する第四回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

寸法	全体  本券  賦札	縦三百二十四ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「大蔵省印」の白すきちらし	
表	彩紋、唐草模様、「賦札」の文字及び本券面の「日本政府」の文字 地模様  「記名」、記号の文字、大蔵大臣の印章及び渡し期を表す文字 賦札面の「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	暗いオリーブ色  明るい青味緑色、にぶい黄橙色及びうす青紫色 赤色  白抜き 黒色
裏	彩紋、唐草模様及び文字	暗いオリーブ色
その他	各賦札に切り取り用刷り目打ち	

（備考） 第四回特別弔慰金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

300,000円	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10

<p>10 30,000 (-) 70.6.15</p>	<p>7 30,000 (-) 67.6.15</p>	<p>8 30,000 (-) 68.6.15</p>
<p>4 30,000 (-) 64.6.15</p>	<p>5 30,000 (-) 65.6.15</p>	<p>6 30,000 (-) 66.6.15</p>
<p>1 30,000 (-) 61.6.15</p>	<p>2 30,000 (-) 62.6.15</p>	<p>3 30,000 (-) 63.6.15</p>

第四回特別平等金庫債券 参拾万円 000000

大蔵大臣

昭和30年10月1日發行

00000000 000000

<p>10 30,000 (-) 70.6.15</p>	<p>7 30,000 (-) 67.6.15</p>	<p>8 30,000 (-) 68.6.15</p>
<p>4 30,000 (-) 64.6.15</p>	<p>5 30,000 (-) 65.6.15</p>	<p>6 30,000 (-) 66.6.15</p>
<p>1 30,000 (-) 61.6.15</p>	<p>2 30,000 (-) 62.6.15</p>	<p>3 30,000 (-) 63.6.15</p>